

畜水産物の安全確保をめぐる情勢

磯貝 保[†] (農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長)



畜水産物の安全を確保するためには、生産から加工・流通までの各段階において、リスクの程度を把握したうえで、必要なリスク低減措置を着実に実施していくことが大切です。当課では、有害な化学物質や微生物の実態調査、飼料の安全基準や動物用医薬品及び飼

料添加物の使用基準の設定などのリスク管理措置の策定や見直し等を行っております。

これら業務のうち、今回、獣医師の皆さまに関わりのある内容についてご紹介します。

1 薬剤耐性 (AMR) 対策

抗菌性物質は、人の医療だけでなく、畜水産分野においても、家畜等の健康を守り、畜水産物の安定生産を確保するうえで必要不可欠なものです。しかしながら、その使用により選択される薬剤耐性菌による人の医療や獣医療への影響のリスクも常に存在しています。近年、新たな抗菌性物質の研究開発が滞っている中で、特に人医療分野で抗菌性物質の効かない薬剤耐性菌による感染症の増加が世界的に懸念されており、2050年には、薬剤耐性菌が原因の感染症で、世界中で年間1,000万人が死亡すると推定されています。

薬剤耐性菌による感染症は、人の医療分野で増加した薬剤耐性菌が原因となる場合のほか、家畜の薬剤耐性菌が畜産物等を介して人に伝播する可能性も指摘されています。

WHO (世界保健機関) は、このままでは感染症の治療が困難であった「ペニシリン発見以前の時代」に戻ってしまうことを危惧し、昨年5月のWHO総会において、薬剤耐性対策に関する国際行動計画 (Global Action Plan) を採択しました。さらにその翌月には、G7エルマウサミットにおいて薬剤耐性対策を推進することで一致しました。

わが国では、関係府省が連携して検討を行い、本年4月に、関係閣僚会議が行動計画 (薬剤耐性 (AMR) 対策アクションプラン) を決定しました (図)。G7新潟農

業大臣会合においては、「薬剤耐性との闘いを決意し、各国が行動計画を効果的に実施する」と宣言され、さらに、G7伊勢志摩サミットでも主要な議題として取り上げられ、関連分野がワンヘルスの考え方にに基づき、共同して取組みを行うことが確認されました。

わが国では、動物用医薬品や飼料添加物として抗菌性物質が使用されており、これまで薬剤耐性対策として、①適正使用の徹底と慎重使用の推進、②Codex (FAO及びWHOにより設置された国際食品規格の策定等を行う国際的な政府間機関) やOIE等の国際基準で定められたリスクアナリシスの考え方に沿った、食品安全委員会によるリスク評価結果に基づくリスクの程度に応じたリスク管理措置の実施、③薬剤耐性菌モニタリング調査の実施等に取り組んできました。その結果、現在の畜産分野の薬剤耐性率の状況は、EU等と同等の国際的にも低い水準にあります。そのため、わが国の行動計画は、抗菌性物質の慎重使用の推進等、これまでの取組みをいっそう強化していくことを基本としています。

また、行動計画では、薬剤耐性菌モニタリング調査の強化として、ワンヘルスの考え方にに基づく人の医療分野と動物分野の連携をいっそう強化すること、さらにこれまでごく一部でしか実施していなかった養殖水産動物での調査の充実や愛玩動物の分野における調査の開始にも取り組むこととしています。

愛玩動物分野における薬剤耐性菌モニタリング調査については、世界的にもこれまで確立された手法等が存在しないことから、調査の対象、方法、体制等の検討を行っているところですので、小動物診療関係者のご協力をお願いします。

また、要指示医薬品の対象となっていない養殖水産動物用抗菌性物質については、その使用に当たって、専門家 (獣医師、魚類防疫員等) が関与する仕組みを新たに導入することとしています。

さらに、薬剤耐性は国境を越えた脅威となることから、世界的な取組みが必要であるため、OIE等との協力のもと、特にアジア地域における薬剤耐性対策に関する国際協力の推進にも取り組んでいくこととしています。

[†] 連絡責任者：磯貝 保 (農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課)

〒100-8950 千代田区霞が関1-2-1 ☎03-3502-8111(代) FAX 03-3502-8275

内容：WHO 国際行動計画（2015）を踏まえ、関係省庁・機関等がワンヘルス・アプローチの視野に立ち、協働して集中的に取り組むべき対策をまとめたもの

構成：各分野の目標ごとに、戦略や具体的な取組み等を盛り込む

- | | | |
|----------|------------------|----------|
| ①普及啓発・教育 | ②動向調査・監視（モニタリング） | ③感染予防・管理 |
| ④適正使用 | ⑤研究開発・創薬 | ⑥国際協力 |

畜産分野等のおもな取組み

- わが国の畜産分野の薬剤耐性率は、国際的にも低い水準
そのため、抗菌性物質の慎重使用の推進等これまでの取組みをさらに強化
- 薬剤耐性の動向調査・監視（モニタリング）を強化
人医療と動物分野の連携のいっそうの推進や愛玩動物の調査の開始等に取り組む
- 養殖水産動物用抗菌性物質の使用に、専門家（獣医師、魚類防疫員等）が関与する仕組みを導入
- アジア地域における国際協力を強化

※本文及び概要 官邸ホームページ：http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kokusai_kansen/
農水省ホームページ：http://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/yakuzi/koukinzai.html#content_action_plan

図 薬剤耐性（AMR）対策アクションプラン 2016—2020（国内行動計画）（H28.4.5 関係閣僚会議決定）

わが国のこれまでの薬剤耐性対策の取組みは、決して不十分なものではありませんが、EU 各国は、成長促進目的の抗菌性物質の使用を 10 年前に一律禁止したほか、さらに徹底した用量削減の取組みを進め、それぞれの取組みをアピールしているという状況もあります。

今、獣医師に求められていることは、薬剤耐性や抗菌性物質に関するこのような状況を十分理解・認識したうえで、家畜の飼養者等を指導しつつ、よりいっそうの抗菌性物質の慎重使用に取り組むことです。それが国産畜水産物に対する消費者からの信頼に応えることや家畜に対する抗菌性物質の有効性を維持することにもつながります。

農林水産省では、「畜産物生産における動物用抗菌性物質製剤の慎重使用に関する基本的な考え方」（平成 25 年 12 月 24 日付け 25 消安第 4467 号農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長通知）をとりまとめ、その徹底を推進してきたところですが、その認知度が不十分であるとの声も聞かれるため、より徹底した周知、普及・啓発にも取り組んでいきたいと考えています。

また、行動計画に基づき、食品安全委員会の人の健康への影響評価等を踏まえつつ、獣医師、生産者等関係者との意見交換を重ね、現場の実態も踏まえ具体的な対策に取り組んでいきたいと考えています。薬剤耐性対策の取組みを実効性のあるものとし、薬剤耐性菌のリスクを低減していくうえで、実際に抗菌性物質を使用する獣医師及び生産者の果たす役割は特に重要です。皆さまのいっそうのご理解、ご協力をお願いします。

2 医薬品医療機器等法の法令遵守の徹底

動物用医薬品の製造、流通、使用に関わる企業・法人等においては、日頃より法令遵守の徹底に取り組まれていることと思いますが、残念なことに、医薬品医療機器等法違反による動物用医薬品製造販売業者の行政処分が相次いでいます。

直近では、平成 28 年 1 月に、承認内容とは異なる方法で動物用医薬品を製造していたこと等により、違反業者に対して 30 日間の業務停止命令及び製造管理・品質管理の方法の改善命令を行いました。また、この事案を踏まえ、すべての動物用医薬品製造販売業者等に対して、法令遵守の徹底を求めたところです。

動物用医薬品は獣医療にとって欠かすことのできない生産資材である一方、動物用医薬品の製造、流通、使用における違反行為が続くと薬事制度の根幹を揺るがすことになりかねず、動物用医薬品業界等への社会的信頼を大きく失墜させることとなり、場合によっては、動物及び人の健康を損ねる可能性もあります。関係者の皆さまには、今一度、このことを深く認識していただき、引き

農水省 HP

本体：

http://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/yakuzi/pdf/prudent_use.pdf

獣医師向けパンフレット：

http://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/yakuzi/pdf/vet_panf_prudent_use.pdf

生産者向けパンフレット：

<http://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/yakuzi/pdf/lastfarm.pdf>

続き関係法令の遵守に努めていただくようお願いします。

3 飼料の安全確保

飼料の安全確保については、最終製品の検査を中心とする考え方から、工程管理に重点を置いた管理手法（Good Manufacturing Practice : GMP）にシフトするため、昨年6月に飼料製造等事業者自らが実践すべき基本的な事項を定めたGMPガイドラインを策定しました。しかしながら、昨年12月には遺伝子組換え（GM）とうもろこしが非遺伝子組換え（non-GM）とうもろこしに混入したり、本年2月には飼料安全法の基準を超過した抗菌性飼料添加物が添加された飼料が製造・流通するなど、工程管理が有効に機能していれば未然に防止されていた可能性がある事案も発生しています。飼料の原料段階から最終製品までの全段階におけるGMPの導入が進むことにより、フィードチェーン全体における飼料の安全管理レベルの向上が期待されることから、GMPガイドラインの普及や、事業者に対する技術的支援を進めてまいります。

BSE対策については、飼料規制の徹底等により発生リスクが大きく低下し、平成25年にOIEがわが国を「無視できるBSEリスク」の国に認定したことを踏まえ、飼料規制の段階的な見直しを進めているところです。昨年4月には、他の畜種用の飼料との交差汚染を防止することを条件として、牛肉骨粉の養魚用飼料への利用を認める見直しを行いました。

なお、畜産の現場におきまして、自給飼料を含め、汚染飼料の給与を原因とする中毒等が疑われる事例がありましたら、速やかに都道府県の担当部局に連絡する等の対応を行っていただきますようお願いします。

4 産業動物獣医師の確保

産業動物獣医師の確保及び質の向上のため、地域の産業動物獣医師への就業を志す高校生等及び獣医学生に対する修学資金の貸与、獣医学生に対する臨床現場での実習研修並びに診療獣医師に対する臨床研修等の取組みを

支援しています。事業（獣医療提供体制整備推進総合対策事業）の積極的な活用をお願いします。また、女性獣医師等の就業支援のため、ロールモデルの紹介、e-ラーニングや求人情報等の幅広い情報を一元的に提供するため、女性獣医師応援ポータルサイトを立ち上げました。産業動物獣医師の確保は重要な課題であり、引き続き就業支援対策を進めてまいります。

5 獣医師の行政処分

近年、罰金刑以上の刑に処せられたことにより、行政処分を受ける獣医師が増加しています。獣医師が業務を行うに当たって遵守すべき法律に係る違反行為のみならず、業務に直接関係しない内容により罰金以上の刑に処せられる事例も見受けられます。このため、獣医学生及び獣医師に対して法令遵守を徹底していただくため、昨年12月、獣医事審議会が示した「獣医師に対する行政処分に関する基本的な考え方」を公表しました。

当課では、法令遵守や獣医師倫理について注意喚起するため、獣医学生に対する法令遵守や獣医師倫理に関する研修に取り組んでいます。また、獣医学術年次大会や一部の地区獣医師大会において、獣医師の職業倫理に関する説明も行わせていただいております。機会があればぜひご参加ください。

獣医師の皆さまには、この機会に、一人一人がその責務を再確認していただくとともに職業倫理の向上に努め、今後も獣医療に対する国民や社会の信頼を確保するため、法令遵守の徹底をお願いします。

以上、畜水産安全管理課の業務の一部を説明させていただきました。関係者の皆さまには、当課の業務の推進につきご理解とご協力をお願いします。

日本獣医師会 HP : <http://nichiju-shien.com/>

農水省 HP :

<http://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/zyui/index.html>